

催事場・イベントに際して保険のご案内

 株式会社東京交通会館

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1

TEL03-3212-2931 FAX03-3212-2936

<https://www.kotsukaikan.co.jp>

施設所有(管理)者賠償責任保険【施設賠】

施設の仕事の遂行に起因する事故

- 展示会のお客さま誘導中に、お客さま誘導の不手際からけがをさせた。
- 展示会会場で、従業員と来訪者がぶつかり、来訪者の財物を破損・汚損させた。
- 展示会会場に荷物を搬入している際に、会場の床・壁等を破損・汚損させた。

※仕事中に個人が起こした事故は、個人賠償責任保険では補償対象となりません。

※従業員が業務従事中に被った身体障害に起因する賠償責任は、対象となりません。

⇒事業者が加入している労災保険・使用者賠償責任保険等で対応します。



法律上の損害賠償責任について

損害賠償責任が生じるのは、主に不法行為責任（民法709条）と債務不履行責任（民法415条）の場合です。

一般の不法行為責任の成立要件

次の4つの要件が満たされていなければなりません。

- ①加害者に故意または過失があること
- ②他人の権利を侵害したこと
- ③加害者に責任能力があること
- ④加害行為により他人に損害が発生していること

債務不履行責任

「履行遅滞」「履行不能」「不完全履行」の3つの様態があります。
賠償責任保険で主として問題となるのは、いわゆる「不完全履行による積極的債権侵害」です。

詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社にお問い合わせください

お支払いする保険金

損害賠償金、損害防止費用、権利保全行使費用
緊急措置費用、協力費用、争訟費用

※損害賠償金のほか、争訟費用等の費用も支払いの対象となります。

保険加入例（イベント開催11月1日～11月8日までの場合）

来訪者数（1日200人平均 1週間述べ来訪者数1400人計算の場合 注1）

保険期間	展示会・イベント開催中
保険金額 1名・1事故につき	1億円（免責 0円）
借用イベント会場施設損壊補償特約	5,000万円（免責 10万円 注2）
保険料(特約保険料込)	9,020円（注3）

注1： 来訪者数・保険金額増加・特約付帯に伴い、保険料は増えます。

注2： 1事故につき10万円火災・爆発・破裂・給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ損害は免責金額を適用しません。

注3： 最低保険料は、5,000円です。（特約付帯なし・人数等が減少しても、保険料は最低保険料になります。）

注4： 保険期間はイベント開催日と同じになります。年間で複数回開催される場合は、別途ご相談ください。

取扱代理店

交通会館ビルサービス(株) 担当 巽(タツミ) 川中子(カワナコ)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1

Tel 03-3212-2881 Fax 03-3215-0188

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区駿河台3丁目11-1

Tel 02-3259-7593 Fax 03-3259-7581

加入にあたって 必要事項に、ご記入ください。

申込日 平成 年 月 日

保 険 加 入 意 向 確 認	
イベント主催者名	会社名 担当者名
イベント主催主住所	会社住所 連絡先電話番号
イベント期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 日間
イベント会場	12F ・ 3F ・ B1 ・ コリナーヌ ・ その他 (○をお付けください) 具体的に
予想来訪者数	1日の来場者数 × イベント日数 = 延べ人数 名 × 日 = 名
希望保険金額	1名・1事故につき 1億円 ・ 3億円 ・ その他(ご希望)の金額をお書きください 円
借用イベント施設損壊保障特約	付 帯 あり ・ 付 帯 なし
意向確認	・上記の条件で申し込みます。 ・自社加入の保険で補償できますので申し込みません。 加入保険会社・保険金額 (証券コピーを添付ください。)

ご記入いただき、ありがとうございました。
証券は、後日、主催者住所へ保険会社より直接送付されます。